

●東京都告示第八百四十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千四百八十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年五月三十日

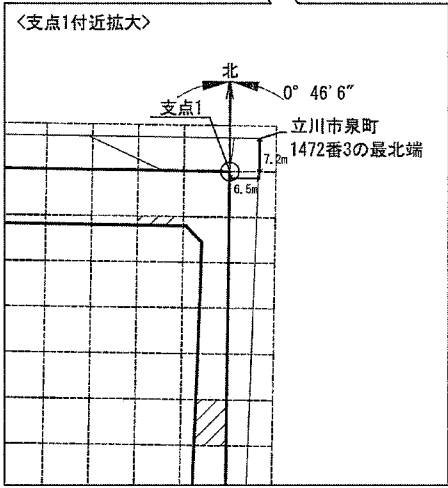
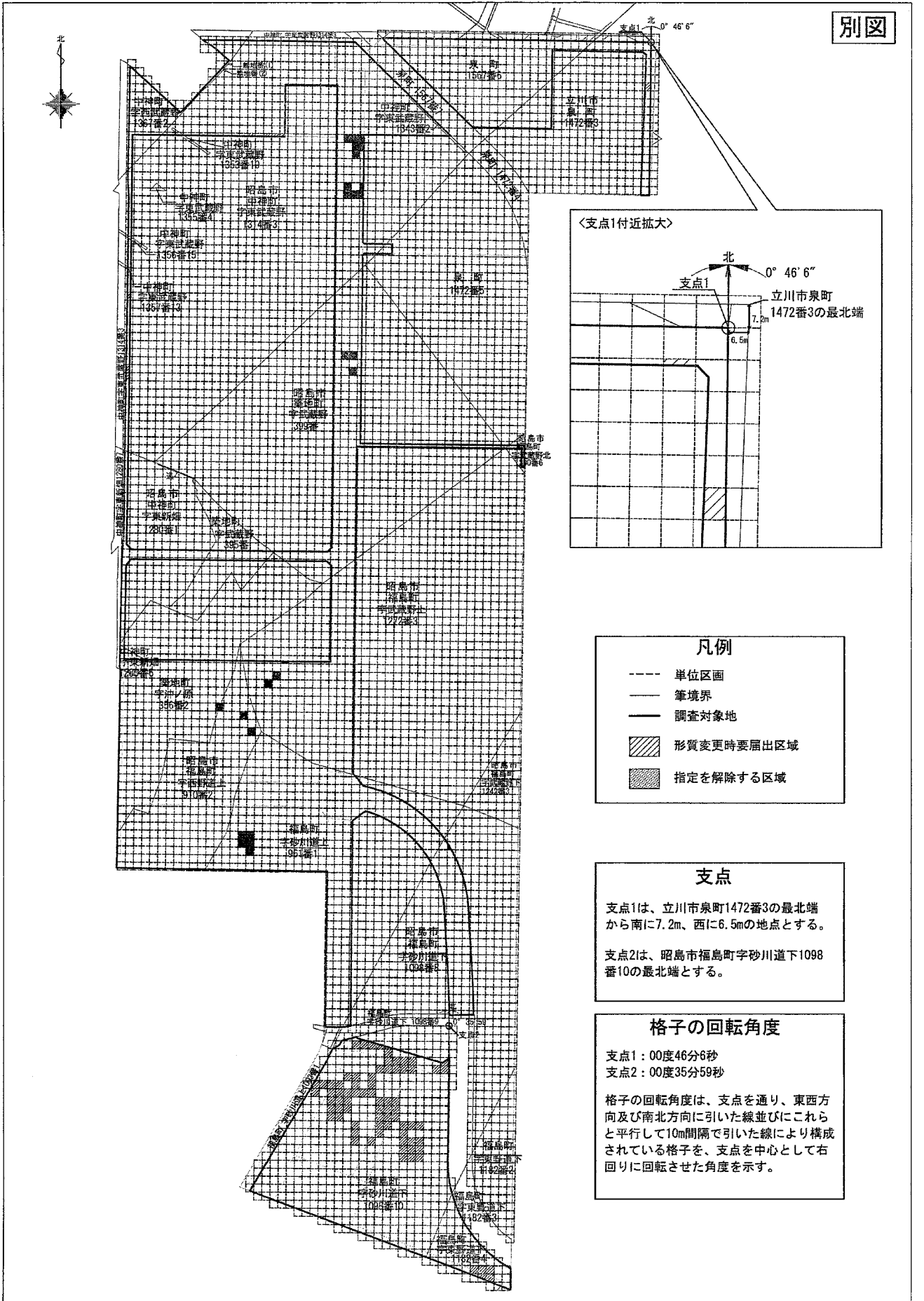
東京都知事 舛添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（昭島市中神町字東武蔵野、同市築地町字武蔵野、同市築地町字沖ノ原、同市福島町字武蔵野上、同市福島町字西野道上及び同市福島町字砂川道上地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



**凡例**

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域
- ▩ 指定を解除する区域

**支点**

支点1は、立川市泉町1472番3の最北端から南に7.2m、西に6.5mの地点とする。

支点2は、昭島市福島町字砂川道下1098番10の最北端とする。

**格子の回転角度**

支点1：00度46分6秒

支点2：00度35分59秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百四十九号

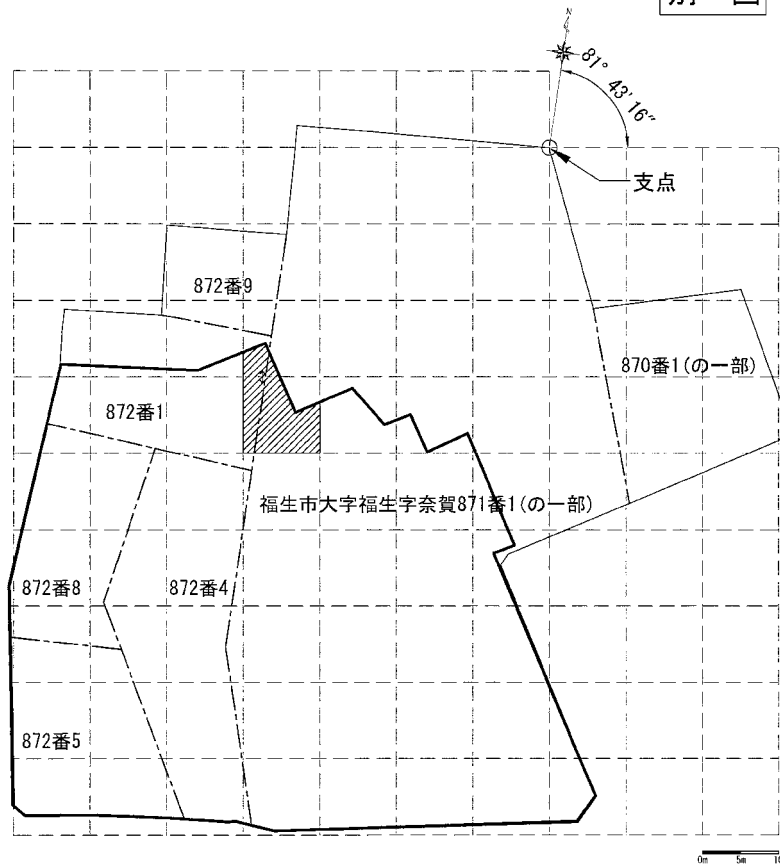
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年五月三十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 要措置区域 別図のとおり（福生市大字福生字奈賀地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図



**支 点**  
 支点は、福生市大字福生字奈賀871番1の最北端とする。

**格子の回転角度**  
 81度43分16秒  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

- 凡 例**
- 敷地境界
  - 調査範囲
  - - - 単位区画
  - - - 筆境界
  - ▨ 要措置区域

●東京都告示第八百五十号

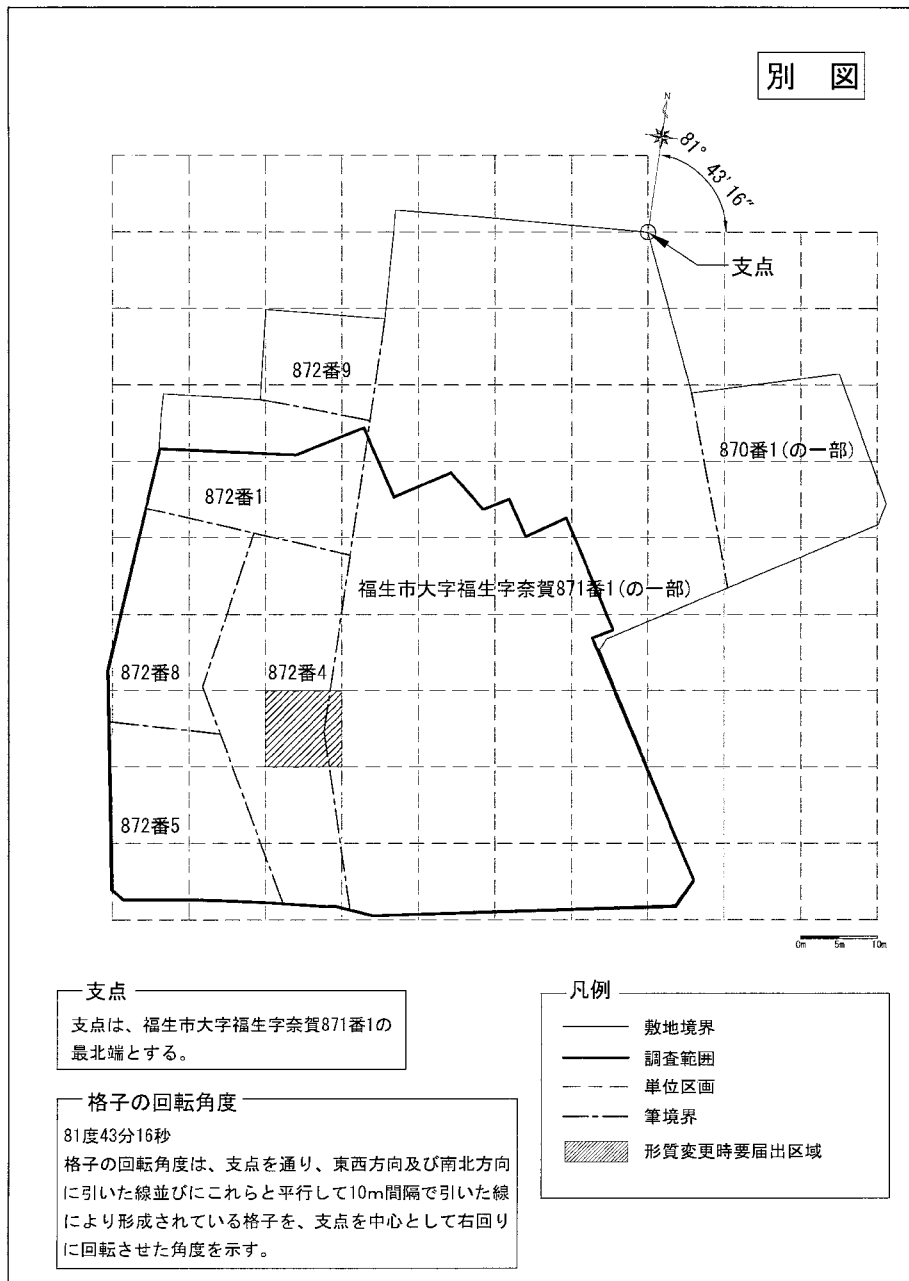
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年五月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(福生市大字福生字奈賀地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



**支点**  
 支点は、福生市大字福生字奈賀871番1の最北端とする。

**格子の回転角度**  
 81度43分16秒  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

- 凡例**
- 敷地境界
  - 調査範囲
  - - - 単位区画
  - 筆境界
  - ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第八百五十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年五月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（三鷹市下連雀六丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図

座標値一覧表


測定名	X座標	Y座標	備考
①	-24014.680	-34662.538	支点
②	-24008.919	-34684.144	
③	-23999.125	-34686.161	
④	-23989.330	-34688.178	
⑤	-23979.536	-34690.195	
⑥	-23969.741	-34692.212	
⑦	-24010.936	-34693.936	
⑧	-24001.142	-34695.955	
⑨	-23991.347	-34697.972	
⑩	-23981.553	-34699.989	
⑪	-23971.759	-34702.006	
⑫	-24011.843	-34698.342	
⑬	-24001.998	-34700.113	
⑭	-23982.308	-34703.653	
⑮	-23972.457	-34705.400	

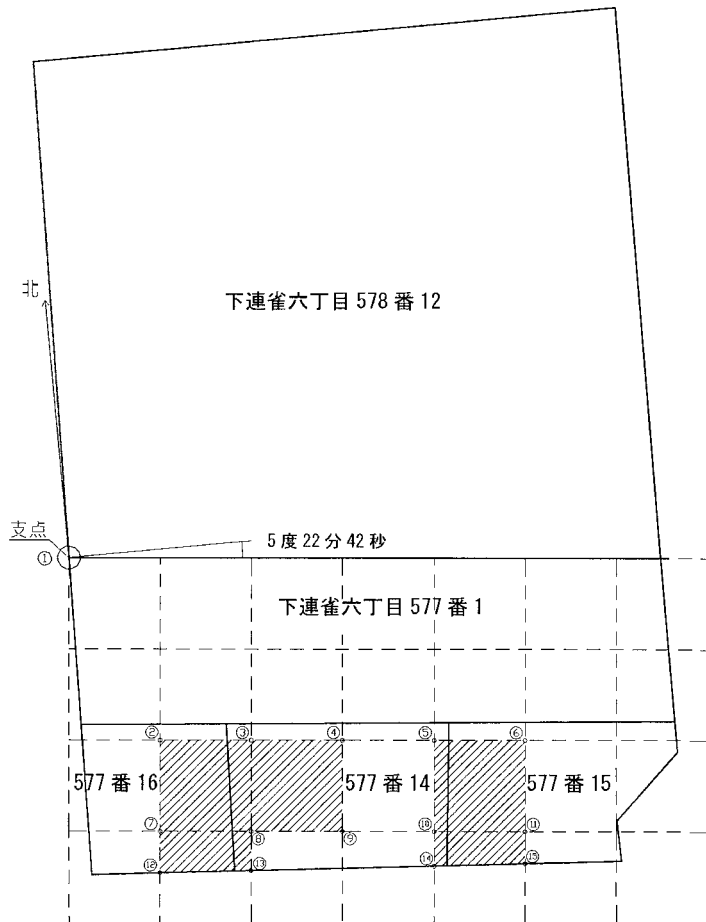
【備考】  
上記座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【支 点】  
支点は、三鷹市下連雀六丁目577番1の最北端とする。  
座標値は X:-24014.680、Y:-34662.538

【格子の回転角度（5度22分42秒）】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】

- 単 位 区 画
- 筆 境 界
-  形質変更時要届出区域



●東京都告示第八百五十二号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第三條第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

平成二十六年五月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

公園名	変更内容	変更年月日
東京都立井の頭恩賜公園	別図(1)のとおり	平成二十六年六月一日
東京都立武蔵野公園	別図(2)のとおり	同日
東京都立小金井公園	別図(3)のとおり	同日
東京都立武蔵野の森公園	別図(4)のとおり	同日
東京都立東伏見公園	別図(5)のとおり	同日
東京都立大戸緑地	別図(6)のとおり	同日
東京都立野山北・六道山公園	別図(7)のとおり	同日
東京都立小山田緑地	別図(8)のとおり	同日
東京都立桜ヶ丘公園	別図(9)のとおり	同日
東京都立武蔵国分寺公園	別図(10)のとおり	同日

別図 (1)

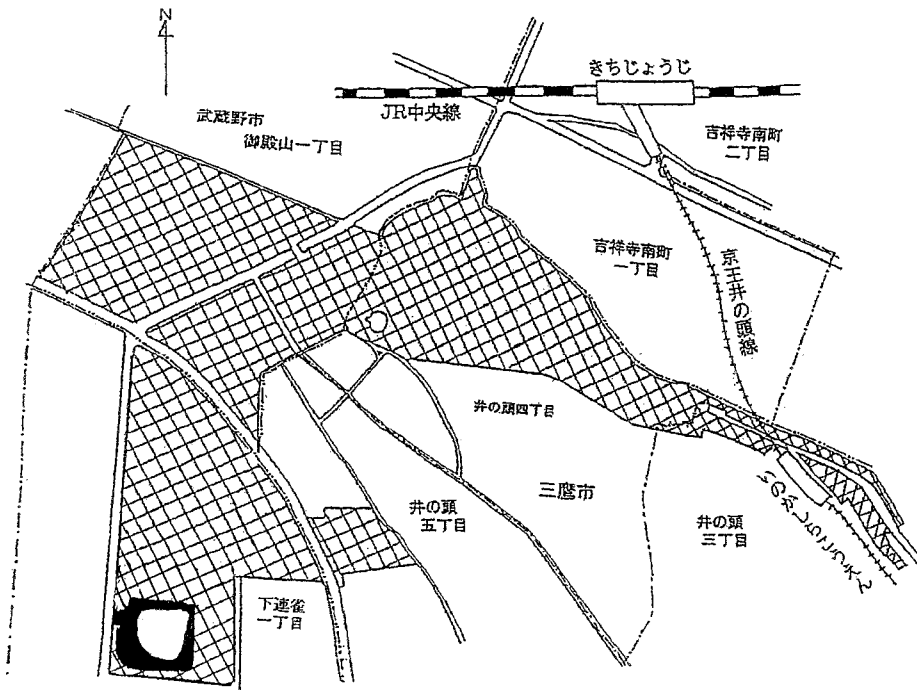
東京都立井の頭恩賜公園 区域変更略図

変更箇所 三鷹市下連雀一丁目

変更前の区域 面積 四一、八九一・八二 平方メートル

追加区域 面積 七、六一〇・五二 平方メートル

変更後の面積 四一九、五〇二・三四 平方メートル

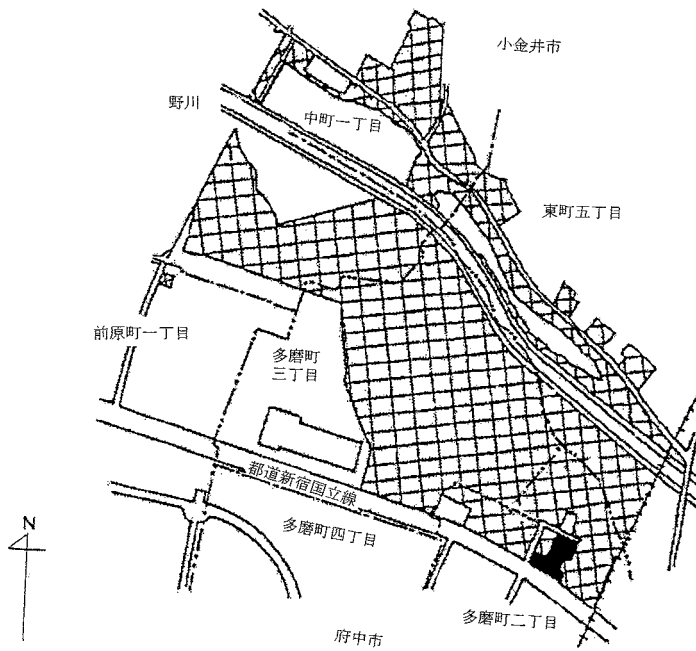


別図 (2)

東京都立武蔵野公園 区域変更略図

変更箇所 府中市多磨町二丁目

変更前の区域	面積	変更後の面積
追加区域	二、一八三・一五 平方メートル	二、二九四・六一 平方メートル
変更前の区域	二、三三七、一一一・四六 平方メートル	二、三三七、一一一・四六 平方メートル

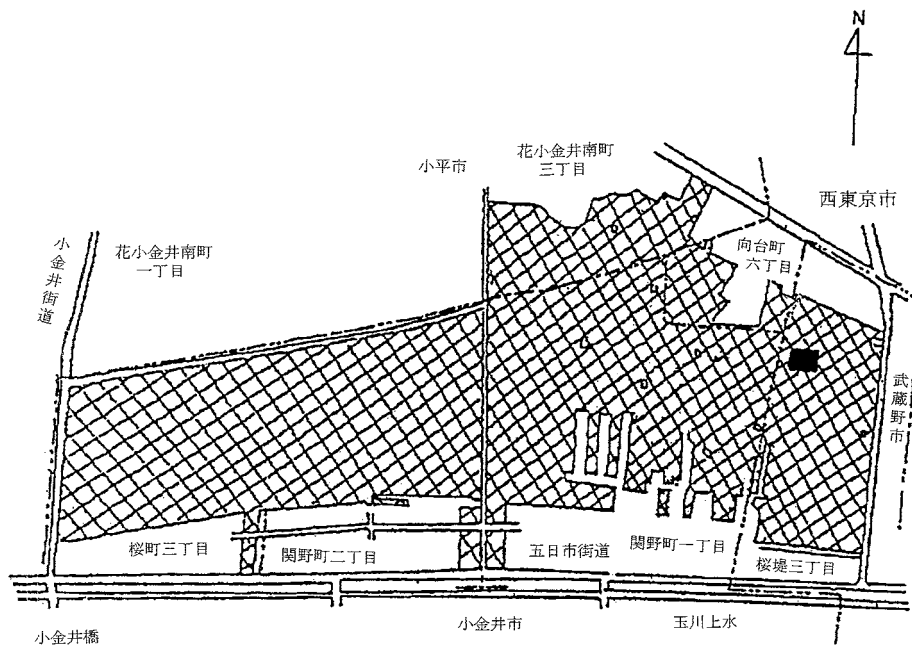


別図 (3)

東京都立小金井公園 区域変更略図

変更箇所 武蔵野市桜堤三丁目

変更前の区域	面積	変更後の面積
追加区域	二、九七九・三四 平方メートル	八〇二、一〇六・五一 平方メートル
変更前の区域	七九九、一二七・一七 平方メートル	七九九、一二七・一七 平方メートル

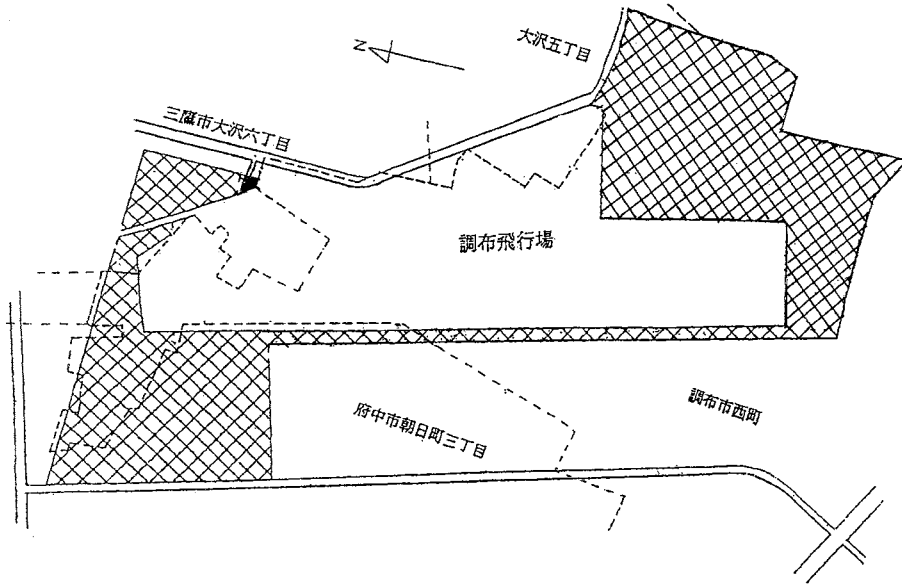


別図 (4)

東京都立武蔵野の森公園 区域変更略図

変更箇所 三鷹市大沢六丁目

変更前の区域	面積
追加区域	三、八四、八八一・一六
変更後の面積	八六九・一八
	平方メートル
	三、八五、七五〇・三四
	平方メートル



別図 (5)

東京都立東伏見公園 区域変更略図

変更箇所 西東京市東伏見一丁目

変更前の区域	面積
追加区域	二六、八〇〇・〇〇
変更後の面積	一五七・二八
	平方メートル
	二六、九五七・二八
	平方メートル

